

■ 尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しの方針

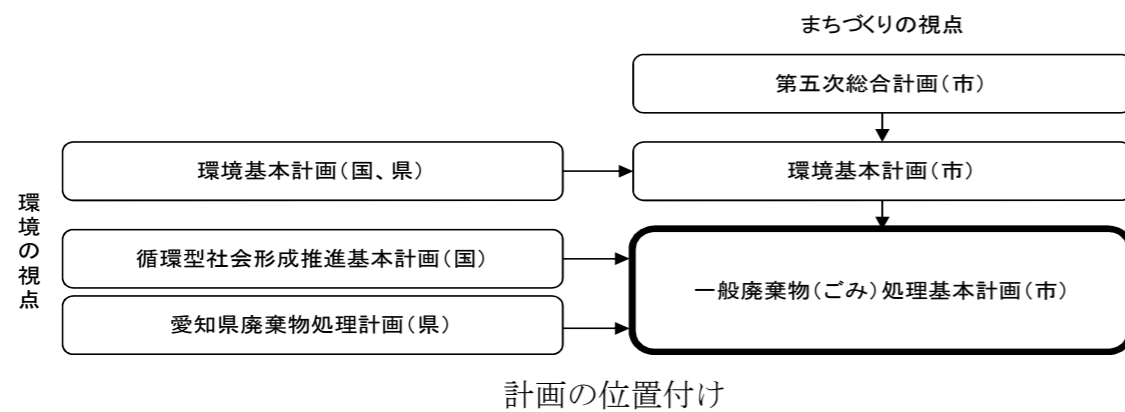
1 尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、本市における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるため、平成26年3月に「尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成26年度から令和5年度。以下「基本計画」という。）」を策定した。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、尾張旭市第五次総合計画及び尾張旭市環境基本計画を上位計画とし、尾張旭市環境基本計画の分野別計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方・方向性について定めるとともに、本市における諸施策との調整を図り策定した。

また、国の法律・計画、愛知県廃棄物処理計画等を踏まえ、尾張東部衛生組合及び組合構成市である瀬戸市、長久手市の一般廃棄物処理基本計画との調整を図っている。

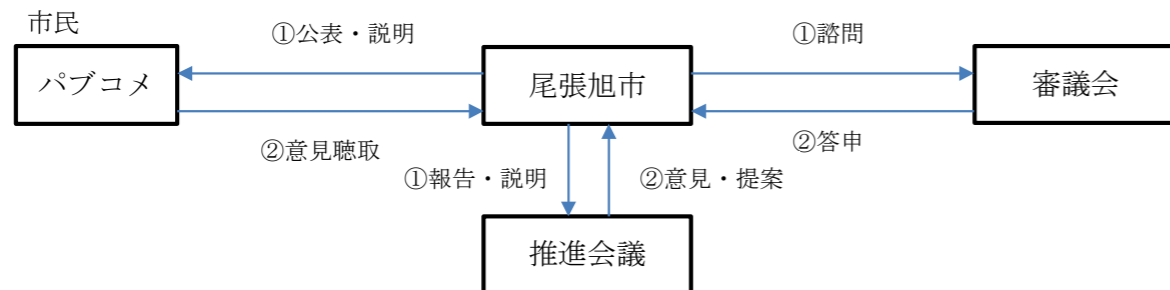


3 中間見直し時期

基本計画では、計画期間の中間年である概ね5年目の平成30年度に計画の見直しを行うとしていることから、当該年度における現状値や実績を確認の上、検証を行うとともに、重点取り組みとして位置付けられた「燃えるごみの排出量に応じた費用負担（以下「燃えるごみの有料化」という。）について、平成31年3月までに検討した結果を反映させるため、令和元年度に見直しを実施する。

4 中間見直し体制

環境課と尾張旭市循環型社会推進会議（以下「推進会議」という。）で、社会情勢の変化や国・県の方針、基本計画前期の進捗状況などを踏まえ、見直し案を作成する。その内容について尾張旭市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮り、パブリックコメント（以下「パブコメ」という。）を経て基本計画中間見直しを行う。



5 中間見直しの基本的な進め方

以下内容について確認及び検証を行い、必要な見直しを行うものとする。⇒内容は資料4

- (1) ごみ処理の基本的な考え方（第4章）
基本計画策定後に本市のごみ処理に関して変更となった点など
- (2) 計画の目標（第5章）
ごみ排出量などの数値目標に対する達成度の確認
- (3) 目標達成のための3つの基本方針と11の基本施策（第6章）
「44の具体的な取り組み」の実施状況 例) 燃えるごみの有料化の判断内容について

基本計画P43の表6-1抜粋

3つの基本方針 11の基本施策 44の取り組み	No.	重点 取組	推進主体	推進スケジュール	
				H30	H31
基本方針1:発生抑制「ごみを出さない・持ち込まない」再使用「ごみにしない」	-	-	これまでの取組の進捗確認		今後の方向性を検討
基本施策1-①:ごみを出さない意識づくり	-	-			
燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討します。	1	◎	推進会議 環境課	調査・研究 → 検討 → 判断	
再使用を推進するためリサイクル広場の再利用品広場を拡充します。	2	◎	推進会議 環境課 事業セ	調査 → 検討 → 準備 → 実施	
子ども用品の譲渡及び譲受けの場を拡大します。	3		推進会議 事業セ	検討 → 準備 → 実施	
ごみ減量と資源化を啓発するプロジェクトを進めます。	4		推進会議 環境課	検討 → 準備 → 実施	
ごみの減量を取り入れたエコライフを進めます。	5		推進会議 環境課	検討 → 実施	
レジ袋削減運動を更に展開します。	6		事業者 (小売店舗) 環境課	検討 → 準備 → 実施	

6 見直しスケジュール（予定）

年度	月	環境課	推進会議	審議会
元	4月	基本計画の進捗確認、中間見直し案検討	中間見直し案検討	
	5月			
	6月	中間見直しを審議会に諮問		
	7月	中間見直し案検討	中間見直し案検討	中間見直し案審議
	8月			中間見直し案審議
	9月	中間見直し案精査		
	10月			中間見直し案審議、答申
	11月	パブリックコメント		
12月	中間見直し計画策定・公表			